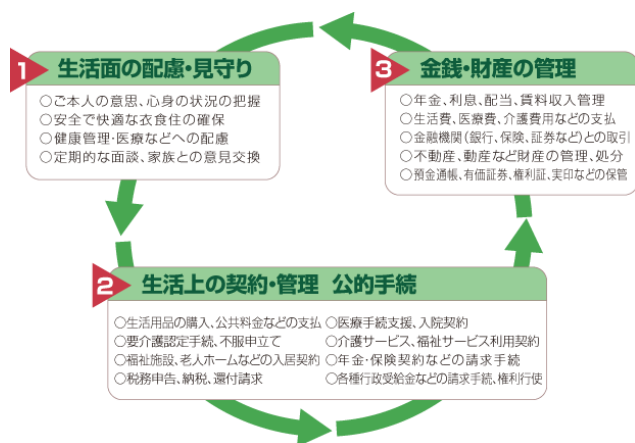




そもさん！ 成年後見制度と“思いやりねっと”の違いは？



成年後見制度は「あなたが認知症などで、判断能力が低下した時、後見人が、あなたの社会生活上の様々なことを支援する」制度です。

後見人の職務は、左図の①生活面の配慮・見守り、②生活上の契約・管理、公的手続の「身上保護」と、③金銭・財産の管理の「財産管理」になります。

次に、後見人の職務としてできない事は、下図に示す③～⑦の職務です。その他にも何点かありますが、問答には無用なので省略します。 ※詳しい内容はお問い合わせください

ただ、⑦亡くなった後のこと（死後事務）に関しては、2016年に法改正され、一定の要件を満たせば、次の3つの行為「個々の相続財産の保存に必要な行為（家の屋根の修繕など）」「弁済期が到来した債務の弁済（入院費用や公共料金の支払いなど）」「遺体の火葬または埋葬に関する契約の締結（遺体の引き取りや葬儀の手配など）」が行えるようになりました。

職務の内容は	比較する制度は	法定後見制度	思いやりねっと
1. 生活面の配慮・見守り、生活上の契約・管理、公的手続き		○	○
2. 金銭・財産の管理		○	○
3. 認知症になる前の支援（家庭裁判所の選任前）		×	○
4. 生活や健康管理のための労務（同行・介助など）の提供		×	○
5. 保証人・身元引受人になること		×	○
6. 手術などの医療行為に同意すること		×	○
7. 亡くなった後のこと（死後事務）をすること		△	○

上図で示すように、思いやりねっと（任意代理基本契約）は「法定後見制度の職務及び職務としてできないこと」を職務とし、加えて、任意後見制度のように「認知症になる前に準備できる」取り組みです。このほかにも、行政や各団体などのいろんな制度や取り組みがありますので、自分に適したものを見つけてください。